

平成28年度第1回府中市子ども・子育て審議会 議事録

日 時 平成28年7月20日(水) 午後2時00分から午後4時00分

会 場 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室

出席者 委員側 汐見会長、平田副会長、関(幸子)委員、山崎委員、田中(仁志)委員、臼井委員、井村委員、小口委員、木下委員、酒井委員、関(修一)委員、田中(公)委員、角田委員、富田委員、中田委員、畑山委員、宮崎委員、横山委員、佐藤委員(19名)

事務局側 遠藤子ども家庭部長、前澤子育て支援課長、関根子育て支援課主幹、市ノ川子育て支援課長補佐、柳下保育支援課長、二村保育支援課長補佐、坪井児童青少年課長、阿部児童青少年課長補佐、横道健康推進課長、向山障害者福祉課長補佐、堀江教育部次長、大井学務保健課長補佐、塚本保育支援課支援計画係長、須田保育支援課認定給付係長、長嶋保育支援課管理係長、河野学務保健課学務係長、徳永子育て支援課推進係職員、大沢子育て支援課推進係職員(18名)

欠席者 長崎委員(1名)

【次第1 開会】

事務局

皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今より、平成28年度第1回府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

(事務局 資料確認、資料2の補足資料については、会議終了後に回収する旨を説明)

事務局

それでは、審議会の開催に先立ちまして、本年度において委員の交代や事務局職員の異動もございましたので、改めて審議会委員及び市職員の紹介をさせていただきます。配布いたしました名簿及び席次表をご参照ください。

(事務局より委員紹介)

事務局

続きまして、事務局の紹介に移らせていただきます。席次表の順に自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局より自己紹介)

事務局

それでは、ここで子ども家庭部長より一言ご挨拶を申し上げます。

子ども家庭部長

改めまして、皆さんこんにちは。本日はお暑い中、子ども・子育て審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会では、昨年度、利用者負担等検討部会からご答申いただきました特定教育・保育施設の利用者負担につきまして、答申に基づく市の考えと基本的な方針についてお示したうえで、その内容についてご審議をいただきます。ぜひ委員の皆様から、忌憚のないご意見をいただければと考えております。

もうひとつの議題といたしましては、子ども・子育て支援計画がスタートして1年が経過したところでございますので、それに対しまして、本日、各施策の進捗状況を報告させていただきます。ご承知のとおり、府中市の待機児童数は平成28年4月1日現在、まだ正式な数値が出ておりませんが、おそらく26市ではトップクラスになるのではと想定されております。計画どおりに進めてはおりますが、現実としてはそうした現状にあるということでございます。

こうした状況も踏まえて、委員の皆様にはそれぞれの専門的分野から、ご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、議題に入ります前に、事務局より3点のご報告とご説明をさせていただきます。

1点目でございますが、本日の委員の出欠状況についてです。本日欠席のご連絡をいただいている委員は1名でございます。また、副会長につきましては、ご都合により10分ほど遅れていらっしゃるということでございます。また、午後3時半に委員がご退席されるとのお申し出をいただいております。

本日の会議は、委員20名のうち、現在18名の委員にお集まりいただいております。出席委員数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第8条第2項に基づき、有効に成立していることをご報告させていただきます。

2点目といたしまして、本日の審議会の傍聴についてです。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、7月11日号の「広報ふちゅう」及び市のホームページで募集をいたしましたが、応募はございませんでした。

3点目、本日の審議会の時間配分についてです。議題の(1)を20分程度、議題の(2)を1時間半程度とし、会議終了時間は午後4時ごろを予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、議題(2)については、9月に開催予定の第2回審議会で引き続き議題とさせていただきます。ご承知おきください。

それでは、議題に入りますが、発言する際のマイクの使用について、前回同様、ご協力をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

【次第2 議題(1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担の方針について】

会長

それでは、審議に入りたいと思います。まず議題の「(1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担の方針について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 資料2「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担の方針について」を説明)

会長

ありがとうございます。最初に確認ですが、この議題をここで取り上げたということは、審議事項ということで考えてよいのでしょうか。つまり、この場の議論で内容を変えることができる案なのかどうかを、確認させてください。

事務局

資料2につきましては、昨年度、利用者負担等検討委員会からいただきました答申に基づき作成した市の方針でございますので、こちらは経過の報告という形になります。

これを踏まえまして、資料2の補足資料につきましては、具体的な数字の原案ということで、今回、お示しさせていただいておりますので、ご意見をいただく中での修正、あるいは今後、市のほうでも具体的な数字を詰めていくうえで、若干の微調整は可能でございます。

会長

分かりました。それではこれから委員の皆さんからご質問やご意見いただきますが、認識を共有するために改めて確認させていただきます。

昨年4月から新制度がスタートして、今までの保育料の設定や徴収の仕方について変更が生じていることが1点です。

それからもう1点は、新制度では、これまでにないような新たなサービスを提供する義務が自治体に生じていまして、それを提供することによって、新たな負担が自治体に発生するわけです。自治体に十分な財源がある場合には、従来と徴収料が変わらずに済むのですが、そうではない場合、どこからその分を徴収するか。新しいサービスをやめるのか、やるけれども、どこでそれを補填するのかという厳しい選択が迫られている、そういう状況にあります。そこで昨年度、部会で検討し、答申書を作成していただいて、それをこの審議会の場で承認したという形になっています。

1号認定というのは、幼稚園のお子さんが該当しますが、この認定というのは新制度に移行した幼稚園の話でして、新制度に移行していない幼稚園というのもあるんです。それは、従来の私学助成でやっているところとして、この場合は、保育料の設定は各園ごとに自由ですので、この限りではございません。新制度に移行しますと、利用者負担額の枠が決められ

ており、幼稚園も最高いくらまでという形になりますので、この方針についてはその場合の話です。1号認定の利用者負担については、変えないということですね。

それから、2号認定というのは現在の保育園の3・4・5歳児、3号認定というのは、0・1・2歳児だと考えてください。2号認定と3号認定の保育料は、府中市は17階層で決められているのですが、各自治体でどのくらい細かに分けているかというのは、バラバラです。

それで、今回、府中市では、この階層をもう少し滑らかにするために、17を30に、細かくしたということです。というのは、保育料の改定によって金額は下がる人もいるが、上がる人もいるという中で、あまり大きい区分だと改定前後の差額が大きくなってしまいうので、その辺を滑らかにするために細かい区分にしたということです。

それから年齢区分については、0・1・2歳児はこれまで同じ保育料だったのですが、0歳というのは、1対3、子ども3人に対して先生1人でやっていますので、先生を雇うときに、例えば0歳児が9人だとすると、必ず先生を3人雇わなきゃいけないんです。ところが、1歳児は1対6になりますので、子どもが9人でも先生2人で済むわけです。その分、子どもがいなくても雇い続けられないといけませんので、特に社会福祉法人などは給料の負担が発生するわけですし、0歳児の定員9人のところ、実際には9人まで埋まらなかった場合には、経営が大変なんです。そこで、0歳児は1歳児よりも少し多めに保育料をいただいてもいいのではないかとということで、今回、2割上げさせていただきたいということです。

それから、認定時間については、国は11時間保育と8時間保育でほとんど保育料の差をつけていなくて、1.7%しか安くしてないんです。利用する人にとっては、実感からすると遠いですよね。8時間預けてる人が、11時間預けてる人と同じ保育料なんですかっていうようなことです。だから、これはもう少し差をつけるという内容が答申書にも盛り込まれました。これについてはご了解いただきたいです。

それから、利用施設について、小規模型というのは新制度で新たに認可されることになった19人以下の保育所なんです。これは、保育園の分園の場合もありますし、独自に保育ママさんたちがするものもありますが、いずれにしても例えば、保育園の分園でつくった場合でも、園長はそこに置く必要はありませんから、基準が少し下になりますので、保育料も1割程度下げていこうじゃないかということです。

それから、負担の水準については、国が示す基準額の5割程度の負担割合となるよう今まではやってきた。財源があるところは4割でも3割でもいいんですけども、自治体によってはなかなか厳しいところもあるわけです。そこで今回、府中市でも、様々なサービスを増やすために多少の負担増をお願いすることも仕方がないんじゃないかという、そういう内容の答申になっており、それは仕方がないだろうということで、昨年度の審議会で認めただけでございます。

それを前提として、実際の額を、例えばこういう形で今やろうと思ってるのですが、ということで、本日、事務局より提示していただきました。これについては、市のほうで様々な計算をしてこのように示されていると思いますので、今からこれを大幅に変えるのは難しいとは思いますが、ただ、この場はこのことについての基本方針を決めて、市に提言するところですので、ご遠慮なく、これはこうできないのかとか、こっちのほうがいいんじゃないかというようなご意見はいただきたいということです。

それから念のため、資料2 補足資料の表は後で回収するということで、まだ最終確定ではありません。この表の「なんとか～なんとか」と「～」が付いているのはなぜかといいますと、今、17階層に分けているというのに対して、30階層に分けるということですので、それに応じて、もう少し細かな値段になっていくということなので、このように表記してあります。

先程の説明ですと、保育料が一番高いのは0歳児の7万3,600円で、この表では所得税39万7,000円の区分となりますが、30階層にした場合は、所得税額が67万円の場合ということになります。実際にはそのような方はいらっしゃらないと思うんですけども、そういう形で区分が細くなるということです。

どうぞ自由にご意見、ご質問。どうぞ。

副会長

遅参いたしましたので、大変申し訳ございません。私はこの利用者負担の部会に委員として参加をしていましたので、これは感想なんですけど、部会長の白梅大学の教授の方が、あらゆる方の意見を本当によく拾い上げてくださって、この部会には、保育所の父母連の会長さんや労働組合の代表の方もいらっしゃる中で、いろんな意味でさまざまな意見を拾い上げながら、こういう結論に達したというふうに私は感じております。

会長

ありがとうございました。

平均的には値上がりということになっており、できたらそういうことがないほうが望ましいんですけども、府中市は待機児童がおそらく東京都の中では最も多い自治体の一つになって、これから保育所も増やさなければいけないとか、いろいろな課題がある中で、今回は少し負担増をお願いしたいという、そういう案なんです。

特に0歳児の保育料の増え方が、ちょっとしんどいかもかもしれませんね。0歳児の保育というのは1人当たり、国や自治体で出してるお金がおそらく18万円から19万円ですから、3人子どもがいると50万ぐらいのお金がかかる。

フィンランドでは、在宅で子育てをしたら月5万円支給するという制度があり、その方が安くつくということです。また、企業にお願いして育児休業制度を整えるってということと並行して実施しています。

私たちは判断するだけの材料を十分持ち合わせていないのですが、市の財政は潤沢ではないだろうとは考えている。世界的には、国の施策として保育とか幼児教育にもっとお金を注ぎましょうという方向に変わっているんです。それは、消費税値上げ分を充てるとかそういうことではなくて、国の予算配分をする際に、まず、かなり上のほうに保育や幼児教育の予算を確保するんです。今までは、とかく福祉予算や幼児教育予算は端のほうで必死になって、何とかしてかき集めているわけですが、そうではなくて、どーんとこれだけまず出そう、というやり方に変えてきている。ですから、ヨーロッパでは3歳以降は全て保育料が無料です。現在、日本でもそういう方向が追求されていまして、ヨーロッパを追いかけなきゃいけないということで。大体、年8,000億円ぐらいあればいいんです。毎年8,000億円、どこ

かでそれを確保する。

隣の韓国も、3歳以降は無料にしました。今年は、0歳から無料にしています。国の幼児教育にかけるっていう姿勢が日本とは違うんです。日本もかなりそれをやろうということになってきましたが、ヨーロッパなんかには比べて遅れている。それで新制度が始まったわけなんです。消費税値上げ分を充てるはずが、その消費税の値上げが先送りになっているため、実際にはその負担が相当自治体に来るわけです。世界の流れから見ても、保育料はなるべく減らしていくべきであると、国が保育料をもっと負担するとか、でも必ずしも現状はそうならないのです。

子育てに対する不安を抱えている人がとても多く、虐待のケースも増えているということで、何とか自治体としては素晴らしいメニューを増やしたいのだけれども、予算の枠の中でそれをやらなければいけないという、ある意味苦渋の選択というのを強いられてきたんです。そこで今回は、少し市民の方にご負担いただくという、そういうふうな案です。

フランスは、かなり企業の拠出金が高いのです。企業が儲けたうちの何%を国に出さなければいけないという、いわゆる法人税とは別にあるものです。日本にはこれはありません。

よろしいでしょうか。今回の保育料の改正について、やむを得ない事情というのは了解しましたといことで、本審議会としては市の方針を理解したものとしてよろしいでしょうか。

(委員 了承)

【次第2 議題(2)平成27年度府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について】

会長

それでは、本日の2番目の議題、「平成27年度府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 計画書の概要及び資料3「府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について」の施策1・2を説明)

会長

ご丁寧に説明、ありがとうございました。

新制度に沿って子ども・子育て支援計画を策定し、それを一つ一つどこまで進捗しているか、それをどう評価するかということについて、ここで議論することになっております。

今、施策が14あるうちの2つ目まで、情報提供、相談体制から利用者支援事業、子育てひろば事業についてご説明いただきました。それぞれについて、どこでも結構ですので、ご質問、ご意見をお願いします。ご質問でも結構です。

委員

資料の7ページの説明の中で、「baby cafe」が廃止となって、同じところに「ベ

ビーゆうゆう」が開設されたというご説明がありましたが、その次の8ページの計画の欄には28年度以降も「baby cafe」がずっと入っているのは、これはどういう意味でしょうか。

それからもう1点、例えば、3ページや4ページのところで、27年度の計画に対して実績としてほぼ目標を達成することができたけれども課題は残っているということでしたが、28年度の計画の内容に同じ目標が掲げられているのは、その課題を改善して施策としては同じような形でやっていきますという解釈でいいのかという、その2点についてご説明いただけたらと思います。

会長

ありがとうございます。事務局より説明をお願いします。

事務局

まず1点目、「baby cafe」が廃止となり、「ベビーゆうゆう」になったというところですが、今回ご報告させていただきました実績については、27年度は「baby cafe」として実施していましたので、そのまま実績として記載をしております。

8ページの事業計画の計画欄の記載については、計画策定時に5年間の計画として定めた内容ですので、あえて修正はしないということでございます。実際には28年度からは「ベビーゆうゆう」となりますので、来年のご報告をする際には、計画は「baby cafe」のまま、実績については「ベビーゆうゆう」という記載となる予定でございます。。

次に3ページの課題、子育てたまたま箱につきましては、現在9月に発行しておりますが、発行時期を早めていきたいというようなところを、今、検討しているところです。28年度の計画としては、発行時期の見直しなどについて課題として捉えてはいるところですが、計画欄の表記としては「たまたま箱の作成・配布」という記載にとどめさせていただいているところでございます。

会長

よろしいでしょうか。

委員

そういう解釈でいいんですね。わかりました。

会長

「baby cafe」については、7ページの「今後の課題・展開」というところに記載がありますが、事業者の撤退により「baby cafe」が廃止になったけれど、28年度からは「ベビーゆうゆう」を開始すると。これは、事業者が変わるので名前が変わるということではよろしいでしょうか。

事務局

計画書の49ページ、27年度から31年度までの子育てひろば事業の確保方策として、保育園や子ども家庭支援センターのほか、「baby cafe」を記載しております。私どもとしては、「baby cafe」に継続して実施していただきたかったのですが、27年度の末に委託先事業者から事業展開が難しくなったという申し出があり、違う事業者にお願いすることになった、それが「ベビーゆうゆう」という新たなひろばです。計画としては、「baby cafe」という表記が残っていくことをご了承いただいて、今、会長からご説明していただいたように、理由はこういう理由です、という形で報告をさせていただければと考えておりますので、ご了承いただければと思います。

会長

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

委員

私は、今、3歳の娘がおりますので、今ご説明のあったところでは「子育てのたまたま箱」など身近に利用させていただいてるものが多いです。

私からは2点ありまして、「たち」と「しらとり」が今後4か所増えるというような記載があり、大変うれしいことですが、「たち」「しらとり」は、0・1歳だととても楽しいのですが、ちょっと走り回るぐらいになると、小さい子に遠慮してしまって。例えば調布市の国領のひろばですと小さい車に乗れて遊べます。少しお兄ちゃんお姉ちゃんになると「たち」だと小さい子に迷惑だよ、というような声もあるので、もし可能であれば公募に出すところでは、もう少し走り回れるような広さの施設であったりとか。例えば、室内と外を設けるような環境だったりとかを作っていたらありがたいなと思います。

それから、地域の支援として「ポップコーン」などが書いてありますが、私は「あおぞら」というイベントによく参加しているのですが、それもこの事業なのかということが一つと、この「あおぞら」には保育士さんたちがいらっしゃって府中公園で開催されており、子ども達を伸び伸びと走らせていただいたり楽しいイベントなのですが、あまりアナウンスがないので、この事業を知らないお友達も多いので、ぜひ、もっと広くアナウンスしていただけたらと思います。

私の友達も私もそうですけど、府中市はこういった子ども参加型のイベントや設備など非常に恵まれているので大変ありがたいし、でも、住みたくなくなって待機児童も増えてしまっているのかなと思ったりしていますが、今後ともぜひ充実させていただきたいと思います。

会長

今のご質問に対して、事務局、お願いします。

事務局

まず1点目の「たち」「しらとり」が4か所増えるというようなご質問なんですけど、申

し訳ございません、「たち」「しらとり」のような施設を新たに増やすということではなく、新規事業である利用者支援事業を実施する施設数を増やしていくということでございます。この事業は、例えば在宅のお子様に対して、今後は幼稚園がいいのかな、保育園がいいのかなという情報提供をする事業で、専任の職員を配置して事業展開をしていくというものです。新たに「たち」のような施設を作ることはございません。

「たち」では、もともと子どもと家庭の総合相談を実施しているように、相談ができる施設にこの利用者支援事業の専任職員を配置していくという考え方で、31年度までに4か所増やし、6地域すべてで実施し、身近な地域で相談に行ける場をつくるという計画になっております。

また、ご要望のあった年長さんでも遊べる施設ということですが、確かに年長さんになると、元気な男の子は走り回って、現場でも苦慮しているところでございます。様々なご意見はいただいておりますが、0歳から6歳まで一緒に遊べる施設を作るというのは難しいと認識しているところでございます。

事務局

次に「あおぞら」の関係でございますが、お話いただいたとおり、地域支援事業として様々な子育てひろばなどを実施しておりますが、イベント開催の情報などについては、例えば文化センターや関連施設にポスター等を掲示するなどしております。今後は、いただいたご意見も踏まえて、新たなPR方法を検討してまいりたいと考えております。

会長

「あおぞら」は誰がやっているんですか。

事務局

いずれ基幹保育所の地域支援を行う、地域子育て担当という保育士がやっております。現在は試行的にこうした事業を実施しており、基幹保育所になってさらに拡大したらいいなと考えているところでございます。

会長

ありがとうございました。

ご存じだと思いますが、府中市の長中期的な計画、公立保育所をどう残していくかという再編の一環として、地域の子育て支援拠点のようになっていくということをミッションとし、「基幹保育所」という名前にしているんです。様々なニーズにできるだけ確にこたえていくような拠点として。それが少しずつ動き出しているということです。

ちょっと私のほうからいいですか。新制度で13の地域子ども・子育て支援事業を国として展開するということになってはいますが、実施主体は自治体であり、その目玉になっている事業が利用者支援事業なんです。資料3の4・5ページが利用者支援事業ですが、実はこれまではなかったもので新規事業なんです。

私はこれが上手くいくと、子育てしやすいまちづくりにとても貢献していくと思っている

んです。要するに、何でもそこに来て相談すれば、「それだったらここに行ったらどうですか」とか、利用者にとってとても使い勝手がいい。場合によっては「このままでは行き詰ってしまう」「子どもを虐待してしまいそうだ」というようなことを抱えてる方も、ここへ来ると対応してもらえるとというか、その職員がこの相談を受けるのではなく、「じゃあここにちょっと相談してみましよう」とか、基本的にはソーシャルワーカー的な機能を持たなければいけない。つなげる仕事もするというものと、単に相談を受けるというものと、2タイプあります。自治体を実施するのは、様々な支援につなげるということで、あらゆるニーズに対応するということなんです。

この機能を高めるためには、本当のソーシャルワーカーを雇わなければ無理だろうと私たちは言ってるんですけども、こういう事業が始まったことにより、いろいろなところで相談がしやすくなったというふうになっていかなければならないのです。資料4・5ページの評価に「3」が付いていて、その評価の中の最後に「利用者のニーズに沿った多様な社会資源の紹介等がより適切に図れるようになった」と記載されていますが、要するに、これは市の自己評価なわけで、この評価の根拠は何なんですかと聞きたいわけです。自分たちでそう思ってる、ということだと思っんですけど、利用者支援事業は大変大事な事業で、これからもっと膨らませていくと思うんです。保育園に入れない人は、まずここに行って相談するんだ、ということになるわけです。

ということで「適切に図れるようになった」として「3」という評価をつけたという根拠になるものは何なんでしょうか。

事務局

この利用者支援事業は「たち」と「しらとり」で新規事業として開始いたしましたが、ここでは、従前より虐待を含む子どもの総合相談を実施しており、様々な新規相談も入ってきている状況があります。利用者支援事業には有資格者の職員を配置し、子育て支援員研修にも派遣をし、特定型として実施しています。相談件数は「たち」は年間1,000件ほど新規の相談があり、継続相談を加えるとその1.5倍から2倍くらい膨れ上がるくらい相談件数に対応しているところです。

利用者に情報提供する社会資源としては、保育園であったり幼稚園であったり、また、在宅で子育てをされている家庭で、ちょっとお出かけしたいので子ども預かってもらえないかという場面においては保育所の一時預かりや、13事業の中にもあるファミリー・サポート、夜残業で子どもの面倒が見られない場合にはトワイライトステイなど、利用者支援事業が始まって、様々な資源をより一層的確に紹介することができるようになったということで「3」という評価を付けさせていただいたところです。

会長

この事業は、例えば保育所に入れなかった人、待機児を抱える人はまずはここに来て相談するんだよ、というコンセプティブな機能をもつべきところなんです。相談に応じて、それならこういうものがあるから紹介しますよ、という形で、ここに来るととある程度はそれが解消するということを期待しているものなんです。ですからこの事業は、ここまでで完成っ

ていうのはないんです。

ですから、市民の方がどれだけこの利用者支援事業を知っているのかとか、そういうことについてある程度調査するようなことを、ここは少し丁寧にやっていただきたい。そして、この事業は膨らまして府中の売りにしていただきたいと思います。

それから、この事業には母子保健型というがありますよね。これは保健センターなど実施するもので、保健師さんに入っていただくような形になります。

ぜひ、この事業は府中市の売りになるように、膨らませていただければというお願いです。

委員

今回初めて委員になりましたので、これまでの審議会で既にクリアされていることをお伺いしてしまったら申し訳ないのですが、ご説明をお聞きして気になったところが1点ございましたので、手を挙げさせていただきます。

例えば5ページの事業、8ページの事業など、今後充実していく事業で、とても心強いと思います。中学校の校長の立場としても、やはりきょうだい関係があって、下のお子さんたちの保育を十分してくださるということは、とてもありがたいことですし、ひいてはその子どもたちが育って中学生になっていくわけですから、すくすくと育ってくれるためには、この事業の展開は、将来の府中市を背負う人材を育成していくために、とても大きなことだと思っています。

その中で平成30年度、この年がこの事業の大きなターニングポイントなのかなと思います。この30年度のところで一気に事業が伸びていて、例えば、箇所数が2か所から4か所になったり、11か所が16か所になったりとか、同じ年度で様々な事業がぐっと伸びるんです。

事業が伸びることはうれしいのですが、やはりそれに伴う予算とか経費は莫大なものがあると思うのです。こうしたことが同じ年度に集中して大丈夫なのかと思います。1か所ずつ増やしていくのではなくて、この年度に集中しているのは何か裏づけがあるのでしょうか。例えば、この年度から国から補助金が多額に出るとか。素人で大変申し訳ないのですが、何か目途がおありなのかという、素朴な疑問です。よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございます。事務局、お願いします。

事務局

国のほうでは、平成29年度までに待機児を解消し、ゼロにしなければというプランが進んでおります。「待機児解消加速化プラン」です。これに合わせて、府中市も待機児をゼロにしていこうという目標を持っていますが、その後、先ほど来申しております「基幹保育所」というものに市立保育所は移行し、6か所に統合していきます。待機児解消については、私立保育園にも協力をお願いしながら、解消に向けて進めていくということになっております。

30年度につきましては、29・30年度はこの新制度の財源について、消費税の増税分

を充当すると国のほうが定めておりましたので、計画策定当初において、その財源を活用し、整備を進めていこうと考えていたものでございます。

こうした市立保育所の重点集約化を含めた中での事業の動きということで、30年度の動きが非常に大きくなっておりまして、残り30、31年度につきましても、段階的に行っていくというふうに、今のところ計画しているところでございます。

事務局

補足でご説明させていただきます。計画書48ページの地域子育て支援事業のなかで、6つの各エリアの基幹保育所での事業展開を検討していくこととしていますが、この基幹保育所のスタートの見込みが30年度以降となっておりますので、このような計画にさせていただいたところでございます。

財源につきましては、この基幹保育所は市立保育所の市職員で実施いたしますが、この基幹保育所の地域支援の中にさらに利用者支援事業を組み込めるような形になりますと、国と東京都を合せて3分の2の補助金がつくこととなりますので、ただ単に人を増やすのではなく、特定財源も確保できるという見込みを立てての計画となっております。

会長

ありがとうございました。この新制度というのは、こういう事業やります、というふうに手を挙げないとお金がつかないというものがたくさんありますから、条件が整い次第実施ということもあります。

それから、今は消費税8%で子育て支援への増税分は7,000億円ぐらい、10%になったら1兆1,000億円ぐらいになるという約束なので、あと4,000億円増やすこととなる。金額が1兆1,000億円になるかどうかは保証の限りではないのですが、消費税値上げ分を子育て支援に充てるということは、これは社会保障に入ってきますので、要するにニーズが増えたら対応しなければいけないということなるわけです。ですから、やらないということは法律的にできなくなって、こういう計画を立てているんですね。

ありがとうございました。

それでは、次に進みたいと思います。事務局より、説明をお願いいたします。

(事務局 資料3「府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について」の施策3・4を説明)

会長

ありがとうございました。本日は資料の19ページの施策4までということで、よろしく願いいたします。

委員の皆さん、ご意見・ご質問いかがでしょうか。

私から1つ、18ページの一番下の段で、参考として待機児童数の記載がございまして、平成27年が352名とありますね。この数値の平成28、29、30、31については、予測も含めてまだ出ないのでしょうか。大体このような見通しである、というものが、もし

ありましたら教えてください。要するにゼロにしなければいけないわけですが。

事務局

平成28年の4月1日現在の実績は出ておりまして、待機児童数は296人でございます。先程の説明にありましたが、新設園を私立で3園開設いたしました関係等で二百数十名定員は増えたのですが、実際に減った待機児は56名というような状況になってございます。

また、29年度に向けて新設園の開設を進めたいと考えておりますが、300人弱の待機児童を完全に解消するというのは、今のところ難しいかなというのが、現状です。

会長

予測がつかないということですね。保育所を増やしても、利用者は増えるということで。計画ではゼロになるはずなのにということで、難しいですね。

新制度の最大の弱点は、全ての子どもにということをやっているが、0・1・2歳で保育園に行かない子どもへのお金は出ないということなんですね。要するに、保育所・幼稚園に行く子どもには、1号認定、2号認定、3号認定という形で施設型給付費が出ており、つまりそれは客観的には親御さんを支えているわけです。3号というのが、0・1・2歳で保育施設を利用するというタイプの保護者で、その場合はお金を出しますとなっているのですが、諸般の事情で今は働けないとか、働く場所がないとか、働く意欲がない・意思がないというような場合は、家庭で育てなければいけません。その場合に、その方にも、「大変ですね、こういうところを利用してください」というふうにお金を出しますよ、というようにはなっていないんです。

保育園というのは、親が就労していて「保育に欠ける」場合に利用できるというのが元々ありましたが、今は「保育に欠ける」という言葉は法律から消えて、「保育を必要とする」という言葉になりました。だから、私は必要としているんですという人がいれば、それを保障しなければいけない。「家にいるとこの子をどうしても虐待してしまいます、やりたくないと思っていてもやってしまいます」という人に対しても、働いているいないに関わらず、法律上は保育園に入れるように増やさなければいけないのですが、実際には保育園に入らないとお金がもらえない。

ですから、待機児問題というのは、その隙間を埋めている感じなんです。結局、「入れるんだったら私も入れてもらいたい」「保育園を増やすんだったら申し込みたい」と、とどんどん利用者が増えてきます。0・1・2歳で何らかの形で保育施設を利用するのが、今30%くらいです。以前は20%くらいでしたけども。フランスなどは40%超えています。多分日本も40%くらいまでいくのではないかなと思います。

そうすると、いくら2・3園つくったとしてもとても間に合わない。待機児が多いのは0・1・2歳ですから、小規模保育をもっと増やしていこうと。ただ、小規模に入った場合は3歳になったらどこかに移らなければいけないのですが、保育園でうちは満杯ですというところが多いと、入るところがないんですね。だから、幼稚園も含めて、そのあたりをもう少し滑らかににしていけないと、小規模保育もなかなかどんどんつくるわけにはいかない、ということになるわけです。これはとても悩ましいところで、こうやったら必ず解消します

という名案が無い。

また、今は保育所を増やしていますが、非常に危険なのは、しばらくたつと子どもの絶対数がぐっと減ってきますから、あちこちで保育所の定員が埋まらなくなってしまうということが起こります。その点を見越して、さまざまな事業者と相談しながら、柔軟なシステムをつくらなきゃいけないということで、すぐには解決しない。

それから、資料11ページの教育・保育の質の確保ということで、保育施設の巡回支援や学習会その他を実施しているとのことですが、ちょうど29年度から新しい幼稚園教育指針、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領が実施される予定で、この一つの目玉が、幼稚園、保育園、認定こども園が基本的には同じ質の教育・保育を行うということになるんです。今、この3つを並行して作っていますけれども、なるべく同じ内容になるということで作っているんですね。3歳になったら、幼稚園に行こうが、保育園に行こうが、認定こども園に行こうが、基本的に同じような質の教育・保育を受けるというふうに。認定こども園の教育・保育要領は、幼稚園教育指針と保育所保育要領をくっつけたものなので、認定こども園教育・保育要領がばっちりできると、幼稚園教育要領、保育園保育指針はいらなくなります。両方くっつけて1つのものにして、きちっとこれだけの力を育ててもらえるという内容にしていこうということです。

そして、それを具体的に指導するのは各自治体の仕事になってきます。だから、認証保育所から来た子どもも、認可保育園から来た子どもも、同じ質の体験をしてるということで、3歳以降、基本的に同じような子どもが育っていくってというような、そういうシステムをつくるって感じです。

もう1つお話ししておきますと、お金ができ次第ですけども、国は3歳からの幼児教育の無償化の方向性をもう何度も打ち出しています。つまり、義務教育は今6歳からですが、3歳からにするということです。これは何年先になるのかわかりません。フランスなんかは実質的に3歳からの義務教育で、もう2歳からにしようとしています。

OECDが掲げるスローガンが「0歳からの市民教育」ということで、要するに、学校で6歳ぐらいからやれば育ちますという時代はもう終わったわけです。地域社会にお願いすることで何とか子どもは育ってってくれる。子どもたちが、家庭で豊かな体験をするということはもう無理ですし、仕事を手伝いながら一人前になっていくこともありませんから、家庭の教育力はものすごい差が出てきてしまうわけです。そういう時代ですので、社会の力である程度、幼い子どもに、例えば自然のなかでたくさん遊ぶということを社会の力でやっていかなきゃいけない。そして、お金がある人は受けられるけれども、お金が無い人は受けられないというのはまずいということで、ヨーロッパでは3歳から無料で、実質的に義務教育に近づけているわけです。

日本もそれを追いかけるような流れですから、幼稚園と保育園と認定こども園が違うことをやっていたらおかしくなる。そういう時代を見越して、きちっとした指導っていうものをやっていこうということです。

ただ、日本の場合は幼稚園も保育園も私立が多いわけですから、小学校のように公立がほとんどということと大分事情が違いますので、国がこうだと言ったら、「はい、そうしましょう」というふうには簡単にいかない。私立は私立の独自のことをやるという予算がありま

すので、だから自治体が丁寧にそのあたりの対応をする努力することが実は課せられていまして、新しい教育要領や保育指針ができたなら、どれだけ丁寧に説明して理解していただくかということが大きな課題になってきます。これは新しく出てきた課題ですが、この子ども・子育て審議会を続けるのだとすれば、そのあたりは論点になると思います。

そういうこともあるんだということを少しご理解いただいて、特にご質問がないようでしたら、全体としての評価は「3 計画どおりに目標を達成することができた」が多く、担当課の職員の評価としては、私たちはそれなりに頑張っているということです。幾つか「2」とか「1」の評価のところは、ニーズが無かったため、というような部分でした。一応、本日議題としたところまでは、審議会として確認していただいたということによろしいでしょうか。

(委員 了承)

【次第3 その他】

会長

最後に、「次第3 その他」について、次回審議会の日程等を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、事務局より3点、連絡事項がございます。

まず1点目ですが、本日の審議会の会議録につきましては、事務局で作成をいたしまして、後日、委員の皆様にご確認の依頼をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目ですが、次回、平成28年度第2回の審議会につきましては、日程は9月9日金曜日の午後2時から、会場は本日と同じ北庁舎3階第3会議室で開催する予定となっております。次回、2回目につきましては、本日19ページまでのご説明をさせていただきましたので、20ページの施策5「多様な保育ニーズへの対応」以降につきましては、本日と同様にご説明をさせていただき予定となっております。後日、改めて正式な開催通知を送付いたしますが、ご予約をしていただければと思います。

最後に、冒頭でお伝えしましたとおり、補足資料としてお配りいたしました「利用者負担額の表」につきましては、このあと、回収をさせていただきますので、恐れ入りますが、机の上に置いてお帰りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

会長

それでは、これで閉会とさせていただきます。

本日は貴重なお時間、ありがとうございました。

以上